

2010年8月25日
第33回JPDメイン名諮問委員会
資料4

地域型JPDメイン名の再構築について

2010年8月25日(水)
株式会社日本レジストリサービス

目次

1. 地域型JPドメイン名とは
2. 地域型JPドメイン名に関する課題
3. 地域型JPドメイン名再構築検討の進め方
4. 地域型JPドメイン名再構築検討部会での検討状況
5. 地域型JPドメイン名の再構築に関する論点

1. 地域型JPドメイン名とは

地域型JPドメイン名

- 第2レベルに都道府県か政令指定都市を示す文字列(都道府県ラベル)が入る
- 地方公共団体型と一般地域型の2種類がある
 - 地方公共団体型 : 地方公共団体とその下部組織
 - 一般地域型 : 個人、病院、企業、等
- そこに住所があることが条件(所在要件)

例 : 地方公共団体型

・千代田区の場合

METRO, PREF, CITY,
TOWN, VILL の
いずれか

地方公共団体
ラベル

CITY

市区町村名の
ローマ字表記

.CHIYODA

都道府県ラベル

.TOKYO

.JP

例 : 一般地域型

・東京都千代田区在住の個人の場合

任意の文字列

EXAMPLE

市区町村名の
ローマ字表記

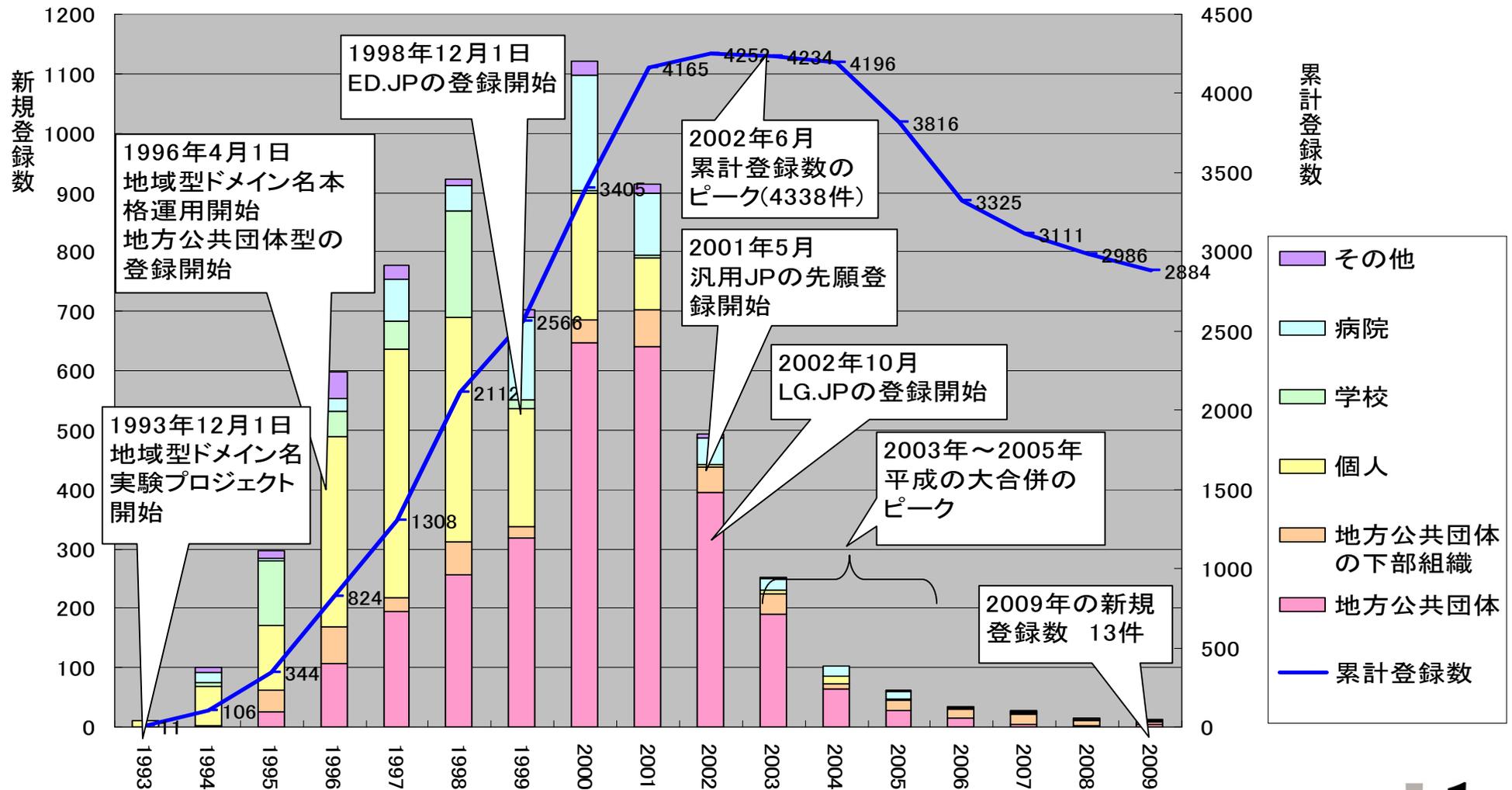
.CHIYODA

都道府県ラベル

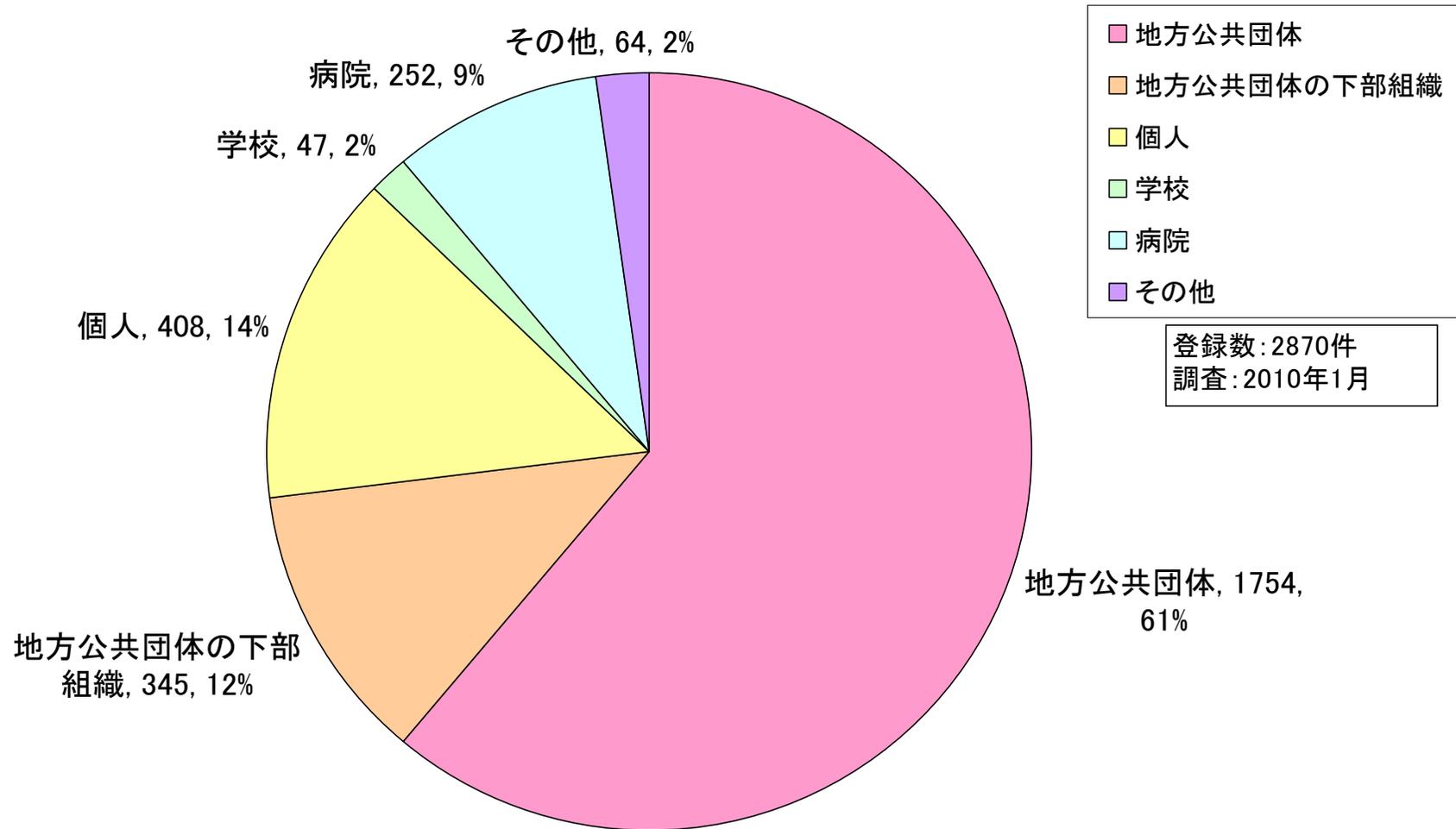
.TOKYO

.JP

地域型JPドメイン名の新規登録数と累計登録数



地域型JPドメイン名の登録者構成



LG.JPドメイン名(参考)

- 2002年10月新設
- 地方公共団体は、地域型ドメイン名とLG.JPの両方登録することが可能
- 地方公共団体ドメイン名と行政サービス用ドメイン名の2種類がある
- 登録対象
 - 地方公共団体ドメイン名 : 地方公共団体
 - 行政サービス用ドメイン名 : 行政サービス

地方公共団体ドメイン名

- 千代田区の場合

METRO, PREF, CITY,
TOWN, VILL の
いずれか

地方公共団体
属性ラベル

CITY

都道府県名、市
区町村名のロー
マ字表記

.CHIYODA

.LG

.JP

行政サービス用ドメイン名

- 地方公共団体等が行う行政サービス

任意の文字列

EXAMPLE

.LG

.JP

都道府県のドメイン名利用状況

2010年4月調査

		メール(代表窓口)		
		計	地域型	LG.JP
Web (代表 窓口)	計	47	12	35
	地域型	16	7 (岩手県、東京都、神奈川県など)	9 (大阪府、愛知県、山梨県など)
	両方	16	3 (宮城県、山形県、群馬県)	13 (埼玉県、岐阜県、岡山県など)
	LG.JP	15	2 (秋田県、鳥取県)	13 (千葉県、新潟県、福岡県など)

政令指定都市のドメイン名利用状況

2010年5月調査

		メール(代表窓口)		
		計	地域型	LG.JP
Web (代表 窓口)	計	19	10	9
	地域型	13	8 (横浜市、札幌市、仙台市など)	5 (名古屋市、北九州市、千葉市など)
	両方	0	0	0
	LG.JP	6	2 (京都市、広島市)	4 (大阪市、神戸市、福岡市など)

2. 地域型JPドメイン名に関する課題

地域型JPドメイン名の課題（登録形式）

- 登録できるドメイン名が長くなってしまふ
 - <組織名>.<市区町村名>.<都道府県名>.JPの形式
 - 組織名が短くても市区町村名や都道府県名が長いため、全体が長くなる
 - 都道府県名と市町村名が同じ場合でも、政令指定都市を除き、市区町村名/都道府県名のいずれか一方を省略できない
 - 例：山口市の場合：city.yamaguchi.yamaguchi.jp

- 地方公共団体型ドメイン名が複雑でわかりづらい
 - ドメイン名形式が5種類
 - ① 都道府県・政令指定都市 pref.chiba.jp
 - ② ①の下部組織 example.pref.chiba.jp (現在登録数0件)
 - ③ 市町村・特別区 city.chiyoda.tokyo.jp
 - ④ ③の下部組織 example.city.chiyoda.tokyo.jp (現在登録数1件)
 - ⑤ 一般地域型と同じ形式でも登録可能 example.chiyoda.tokyo.jp

地域型JPドメイン名の課題(登録資格)

- 1組織1ドメイン名のルールが適用される
 - － 地域型JPドメイン名を登録すると属性型JPドメイン名が登録できない(逆も同様)

- 所在要件(住所とドメイン名の関連)が必要である
 - － 顧客の多くが東京であっても、東京に拠点がなければ、tokyo.jpのドメイン名は登録できない
 - － 指定事業者もJPRSも住所の確認に手間が掛かる

- 登録資格が複雑である
 - － 個人、病院、地方公共団体とその下部組織、AC,CO,ED,GO,OR,NE,GRのいずれかの属性型ドメイン名(AD,LG以外)の登録資格をみたく組織
 - ほぼ、「日本国内に住所のある個人または組織」と同等

JPRSが考える課題対応の方針

- さまざまな地域の方々が活用できる登録しやすいドメイン名とし、地域の発展に寄与する
- 現在の登録者に負担を掛けない

3. 地域型JPドメイン名再構築検討の 進め方

地域型JPドメイン名再構築検討の進め方

1. 検討部会で調査・基本方針検討（一次検討）
2. 検討部会一次検討結果からJPRSにて主な課題を抽出
3. 諮問委員会に主な課題を諮問
4. 諮問委員会答申に基づき、検討部会が実現方針検討（二次検討）
5. 2011年初頭までに実現方針を確定

4. 地域型JPドメイン名再構築検討部会での 検討状況

地域型JPドメイン名再構築検討部会

- 目的
 - 地域型JPドメイン名の再構築を行うための、基本方針、実現方針を検討

- 活動方針
 - 本検討部会は、以下の事項を検討(一次検討)し、結果を株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」)へ報告
 - (1) 地域型JPドメイン名再構築の是非
 - (2) 地域型JPドメイン名再構築の再構築方針
 - JPRSは、(1)(2)を踏まえJPドメイン名諮問委員会(以下「諮問委員会」)へ諮問し、答申を受ける。再度、本検討部会は、以下の事項を検討(二次検討)し、結果をJPRSへ報告
 - (3) 諮問委員会の答申を踏まえたサービスの実現方針

検討部会開催状況および予定

<一次検討>

2010年5月10日(月)	検討部会準備会	検討部会設置 意見交換会
2010年6月2日(水)	第1回検討部会	検討課題の確認
2010年6月21日(月)	第2回検討部会	アンケート設問の検討
2010年7月9日(金)	第3回検討部会	アンケート結果共有 再構築方針検討
2010年7月28日(水)	第4回検討部会	報告書の確認

<二次検討>

2011年1月頃(予定)	第5回検討部会	諮問委員会答申の確認 実現方針の検討
2011年2月頃(予定)	第6回検討部会	実現方針の確認

地域型JPドメイン名に関するアンケート結果

- 地域型JPドメイン名の所在要件の制限については、「必要」が39%、「不要」が50%
- 地域型JPドメイン名の1組織1ドメイン名の制限については、「必要」が27%、「不要」が64%
- 現登録者の地域型JPドメイン名の利用意向については、「積極的な利用」と「積極的ではないが利用・保有」を合わせると78%
- 地方公共団体以外が地域型JPドメイン名を登録しなかった理由については、「ドメイン名が長い」の回答が40%で最も多い。また、自由記述欄では、現在の地域型JPドメイン名より短くなる第3レベルの登録(<希望の文字列>.<都道府県名>.jp)を要望する意見が散見された。

5. 地域型JPドメイン名の再構築に関する 論点

論点

1. 「都道府県名ラベル直下の第3レベルに、誰でもいくつでも登録できるような空間に再構築する」という方針
2. 上記の方針に基づき再構築する場合の留意点
 - a. 従来の形式による地域型JPドメイン名の新規登録を停止するのが適切か
 - b. 既に登録されている地域型JPドメイン名は、継続利用を認めることが適切か
 - c. 都道府県名ラベル毎にドメイン名登録管理を委託・委任することなくJPRSが管理をすることが適切か
 - d. どのような予約ドメイン名を設けることが適切か
 - e. その他留意すべき点はあるか

論点1:「都道府県名ラベル直下の第3レベルに、誰でもいくつでも登録できるような空間に再構築する」という方針 (1)

- 第3レベルへの登録 OO.TOKYO.JP
 - 現在の地域型JPドメイン名には第3レベルに市区町村名が入るため、活動範囲のより広い組織/個人にとって使いにくい
 - 第3レベルへの登録を認めることにより、「ドメイン名が長い」「覚えにくい」という問題を解決できる
 - 一方で、市区町村単位の登録の場合、都道府県単位の登録よりも欲しいドメイン名が衝突しにくい

- 第2レベルは都道府県名のみとする ~~OO.HACHIOJI.JP~~
 - 政令指定都市名や市区町村名に関しては、汎用JPドメイン名として既に登録されてしまっているケースがあるため、これら全てを第2レベルに設定するのは不可能 (例: HAMAMATSU.JPはすでに第三者により登録済み)
 - 都道府県名は、現在の地域型JPドメイン名の第2レベルで既に使用されているため、スムーズに移行できる

論点1:「都道府県名ラベル直下の第3レベルに、誰でもいくつでも登録できるような空間に再構築する」という方針 (2)

- 1組織1ドメイン名の制限撤廃
 - － 複数拠点のある組織は、拠点毎にドメイン名を登録したいという希望がある
 - － 組織/個人単位でなく、活動や商品名毎にドメイン名を登録したいという希望がある
 - アンケートでも、1組織1ドメイン名の制限はない方がよいとの回答の方が多く寄せられている
 - － 一方で、1組織1ドメイン名の制限があることで不正な登録をある程度防止できている

- 所在要件の撤廃
 - － 地域外の組織や個人でもドメイン名で地域名を示して、地域との結びつきのある活動を行いたいという希望に応えられる
 - － 一方で、所在要件があることでドメイン名にアクセスする人の信頼感が増す

論点2-a: 従来の形式による地域型JPドメイン名の新規登録を停止するのが適切か

- 新規登録を停止する場合
 - － 市区町村配下に登録したくてもできなくなる
 - × <新しい会社名>.CHIYODA.TOKYO.JP
 - － 新しく出来た市区町村、政令指定都市に対応する地域型JPドメイン名を登録できなくなる
 - × CITY.<新しい市名>.SAITAMA.JP
 - × <個人名>.<新しい町名>.KUMAMOTO.JP
 - × CITY.<新しい政令指定都市名>.JP
 - － ただし、この従来形式でのドメイン名の登録需要はほとんどないと思われる(2009年の新規登録数は13件)

- 新規登録を停止しない場合
 - － ひとつの空間(例: TOKYO.JP)に制度が複数あることは混乱のもとになる
 - 現在の地域型JPドメイン名の形式自体が複雑でわかりづらい
 - － 登録需要がほとんどないドメイン名の新規登録受付に要するコストを他登録者が負担することになる

論点2-b: 既に登録されている地域型JPドメイン名は、継続利用を認めることが適切か

- 継続利用を認める場合
 - 登録者、インターネット利用者にとって、別ドメイン名への移行コストがかからない
 - 2002年度諮問委員会答申「登録規則の改訂等登録者の責によらず不適合になったものは、登録を維持すべきである」と一貫性がある
 - 一方で、従来形式のドメイン名と新しい形式のドメイン名が混在することになる

- 継続利用を認めない場合
 - 新しいルールに沿ったドメイン名だけになるほうがすっきりする
 - 一方で、現登録者が別ドメイン名に移行するためのコストがかかる
 - また、Webページや電子メールのアドレスが変更になるなど、インターネット利用者に混乱が生じる

論点2-c: 都道府県名ラベル毎にドメイン名登録管理を委託・委任することなくJPRSが管理をすることが適切か

- JPRSが管理をする
 - － これまでどおり、日本全体に均質なサービスを提供することができる
 - 引越しをしても同じルールや手順でドメイン名を登録できる
 - － 登録者や指定事業者にとって、申請先の窓口は変わらず、わかりやすい

- 都道府県ラベル毎にドメイン名登録管理を委託・委任する
 - － 都道府県ラベル毎に登録資格などに工夫を加えることで、独自性を出すことができる
 - － 一方で、都道府県ラベル毎にルールや手順が異なるなど、サービスが均質でなくなる可能性がある
 - － 登録者や指定事業者にとって、申請先の窓口が異なるため、負担になる
 - － 業務・システムの連携が複数形態必要になるため、指定事業者やJPRSにとってコストがかかる(結果として、登録者の負担が増える)
 - － 適切な委託・委任先を見つけるのは困難

論点2-d: どのような予約ドメイン名を設けることが適切か

- 予約ドメイン名の候補
 - 現在予約ドメイン名になっているもの
 - 属性型・地域型JPドメイン名
 - gTLDの名称 (com, org, net, edu, gov, mil, int, arpa)
 - 都道府県名および政令指定都市名 (tokyo, kyoto, osaka等) 【※属性型のみ】
 - JPドメイン名のサービスなどで予約を必要とする名称 (example等)
 - 汎用JPドメイン名
 - gTLDの名称 (com, org, net, edu, gov, mil, int, arpa, biz, info, name, pro, museum, aero, coop)
 - 地方公共団体属性ラベル (metro, pref, city, town, vill)
 - 都道府県名および政令指定都市名 (tokyo, kyoto, osaka等)
 - インターネットの管理に関連する組織名 (icann, iana, isoc等)
 - JPドメイン名のサービスなどで予約を必要とする名称 (example等)

論点2-e: その他留意すべき点はあるか

- ご意見があればいただきたい